

平成30年度における沖縄地区の独占禁止法の運用状況等について

令和元年6月20日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

第1 独占禁止法違反事件等の処理状況

1 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。また、IT・デジタル関連分野、農業分野、公益事業の自由化分野における参入制限など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に取り組んでいる。

そして、公正取引委員会は、一般から提供された情報（申告）、自ら探知した事実等を検討し、必要な審査を行い、審査の結果、違反行為が認められたときは、違反行為をした事業者等に対し、違反行為を排除するために必要な措置等を命じている。違反行為のうち、価格カルテル・入札談合・受注調整、優越的地位の濫用等については、違反行為をした事業者に対して課徴金の納付を命じている。

2 最近の独占禁止法違反事件等の処理状況（不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものと除く。）

最近の5年間における内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内（以下「沖縄地区」という。）の独占禁止法違反事件等の処理状況は、次のとおりである。

独占禁止法違反事件等の処理件数 (単位: 件)

年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処理内容						
審査件数	前年度からの繰越し	0	1	0	0	1
	年度内新規着手	2	0	0	1	2
	合 計	2	1	0	1	3
処理件数	法的措置(注1)	排除措置命令等	0	0	0	0
	その 他	警 告(注2)	0	0	0	0
		注 意(注3)	1	2	0	1
		打切り(注4)	0	0	0	1
		小 計	1	2	0	2
	合 計		1	2	0	2
	次年度への繰越し		1	0(注5)	0	1

(注1)「法的措置」とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2)「警告」とは、排除措置命令等の法的措置を探るに足る証拠が得られないが、違反の疑いがある場合に行う措置である。

(注3)「注意」とは、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置である。

(注4)「打切り」とは、違反行為が認められない等により、審査を打ち切る場合をいう。

(注5) 一つの事件において2件の注意を行ったため、件数は一致しない。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

電話 098-866-0049 (直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

3 独占禁止法違反事件等の概要

次の事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったため、注意を行った。

- 農業機械の管理等を行う団体Aは、会員の作業料金を統一していた。

第2 企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

1 企業結合関係届出

独占禁止法では第4章において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。

公正取引委員会は、これら株式取得・所有、合併等に係る独占禁止法上の問題の有無について審査を行っている。

最近5年間における沖縄地区の企業結合関係届出の状況は、次のとおりである。

企業結合関係届出受理件数 (単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
株式取得届出受理	1	0	0	2	0
合併届出受理	0	0	0	0	0
分割届出受理	0	0	0	0	0
共同株式移転届出受理	0	0	0	0	0
事業譲受け等届出受理	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	2	0

2 協同組合届出

中小企業等協同組合法は、同法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合に対し、同法第7条第1項第1号に規定する小規模事業者以外の事業者が加入したとき又は組合員が同小規模事業者でなくなったときには、その旨を公正取引委員会に届け出ることを義務付けている（同法第7条第3項）。

最近5年間における沖縄地区の協同組合届出件数は、次のとおりである。

中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出件数 (単位：件)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0	1	0	0	2

第3 広報・広聴活動

公正取引委員会は、独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、次のような広報・広聴活動を行っている。

1 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成30年度においては、上半期に(1)公正取引委員会に対する期待について、(2)公正取引委員会の施策の効果について、(3)地域経済の実情と競争政策上の課題について、(4)優越的地位の濫用規制・下請法の規制についてなど、下半期に(1)公正取引委員会に対する期待について、(2)公正取引委員会の施策の効果について、(3)地域経済の実情と競争政策上の課題について、(4)優越的地位の濫用規制・下請法の規制について、(5)消費税転嫁対策についてなどの意見聴取をそれぞれ行った。

2 有識者との懇談会

各地の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、毎年、全国各地において有識者との懇談会を開催している。

沖縄地区では、平成30年度は那覇市において、沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会等の経済団体、消費者団体、報道機関、学識経験者等の有識者と公正取引委員会委員との懇談会を実施し、同時に「公正で自由な競争環境の確保に向けた公正取引委員会の役割」をテーマに講演会を開催した。

このほか、沖縄公正取引室長と各地の有識者との懇談会を開催しており、平成30年度は国頭郡金武町、島尻郡伊平屋村、宜野湾市、中頭郡北谷町及び島尻郡与那原町の計5か所において開催した。

3 独占禁止法説明会等

公正取引委員会は、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、説明会・講習会等を自ら主催しているほか、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣している。

沖縄地区では、平成30年度は独占禁止法に関する説明会等を2回実施した。また、入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を8回実施した。

4 独占禁止法教室（出前授業）

将来を担う中学生、高校生、大学生等を対象に、市場経済の仕組みや競争の機能について説明するなどし、競争の必要性・重要性、独占禁止法の役割等について理解してもらうことを目的として、公正取引委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催している。

沖縄地区では、平成30年度は中学生向け独占禁止法教室を4回、高校生向け独占

禁止法教室を1回、大学生向け独占禁止法教室を1回それぞれ開催した。

5 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層理解を深めてもらうことを目的として、地域の一般消費者を対象としたセミナーを開催しているほか、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に派遣している。

沖縄地区では、平成30年度は那覇市の1か所において、消費者セミナーを開催した。

6 相談業務

公正取引委員会は、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、相談を受け付けている。

最近5年間における沖縄地区の相談受付件数は次のとおりである。

相談受付件数 (単位: 件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
独占禁止法	63	45	55	30	37
下請法	28	14	7	8	6
合計	91	59	62	38	43

平成30年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について（概要）

令和元年 6月 20 日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

（1）親事業者に対する書面調査

600名（製造委託等^{（注1）} 369名、役務委託等^{（注2）} 231名）

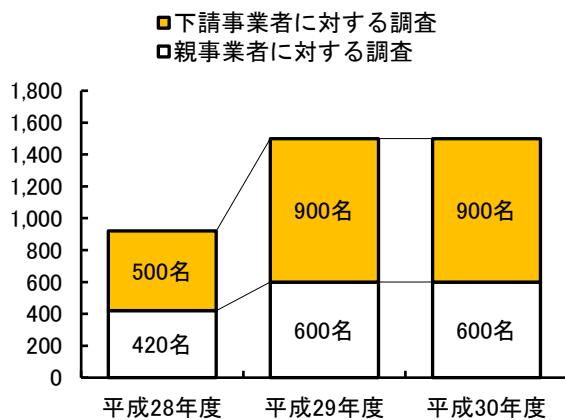
（2）下請事業者に対する書面調査

900名（製造委託等458名、役務委託等442名）

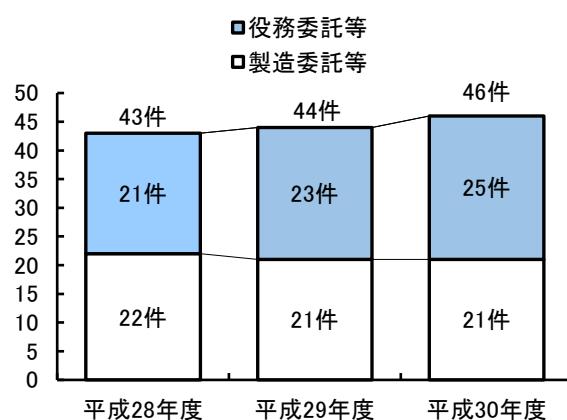
（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物の作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

＜書面調査の実施状況＞



＜措置件数＞



2 下請法違反被疑事件の処理状況

（1）措置件数46件（前年度比4.5%増）

指導：46件（製造委託等21件、役務委託等25件）

（2）違反行為の類型別件数^{（注）}

ア 手続規定違反（発注書面の交付義務違反等）

48件（製造委託等21件、役務委託等27件）

イ 実体規定違反（減額、支払遅延等下請事業者に不利益を与える行為）

27件（製造委託等6件、役務委託等21件）

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

＜主な違反行為類型＞

- ①下請代金の支払遅延（16件）
- ②下請代金の減額（6件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を探っている場合があるため、手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と前記（1）の措置件数とは一致しない。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎月11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成30年度においては、沖縄公正取引室では、内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課と共同して、当該講習会を1会場で実施した。

平成30年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和元年 6月 20日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者600名（製造委託等^(注1) 369名、役務委託等^(注2) 231名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者900名（製造委託等458名、役務委託等442名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

[単位：名]

区分 年 度	親事業者調査		下請事業者調査	
	全 国	沖 縄	全 国	沖 縄
平成30年度	60,000	600	300,000	900
製造委託等	39,175	369	211,741	458
役務委託等	20,825	231	88,259	442
平成29年度	60,000	600	300,000	900
製造委託等	38,680	354	208,513	495
役務委託等	21,320	246	91,487	405
平成28年度	39,150	420	214,500	500
製造委託等	25,696	248	151,912	317
役務委託等	13,454	172	62,588	183

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は52件（製造委託等25件、役務委託等27件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが50件、下請事業者等からの申告によるものが2件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は50件（製造委託等24件、役務委託等26件）であり、このうち46件（製造委託等21件、役務委託等25件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数 ^(注2)				処理件数				不問	計
		書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	(注1) 勧告	(注1) 指導	小計			
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099	
	沖縄	50	2	0	52	0	46	46	4	50	
	製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	役務委託等	沖縄	24	1	0	25	0	21	21	3	24
	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586	
	沖縄	26	1	0	27	0	25	25	1	26	
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068	
	沖縄	48	2	0	50	0	44	44	6	50	
	製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	役務委託等	沖縄	27	1	0	28	0	21	21	4	25
	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136	
	沖縄	21	1	0	22	0	23	23	2	25	
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603	
	沖縄	46	1	0	47	0	43	43	4	47	
	製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	役務委託等	沖縄	27	1	0	28	0	24	24	4	28
	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954	
	沖縄	19	0	0	19	0	19	19	0	19	

(注1) 助言又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

- ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で75件となっており、このうち、製造委託等に係るものが27件、役務委託等に係るものが48件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は48件（類型別件数の合計の64.0%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが21件、役務委託等に係るものが27件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は27件（類型別件数の合計の36.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が16件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の59.3%）、②下請代金の減額が6件（同22.2%）等となっている。
 - (ア) 製造委託等に係る実体規定違反は6件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が4件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の66.7%）、②下請代金の減額及び③買いたたきがそれぞれ1件（同16.7%）となっている。
 - (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は21件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が12件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の57.1%）、②下請代金の減額が5件（同23.8%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反											合計		
		(注2) 書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	沖縄	41	7	48	0	16	6	0	3	0	0	0	0	2	0	27	75	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	役務委託等	沖縄	19	2	21	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	27
平成29年度	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003	
	沖縄	22	5	27	0	12	5	0	2	0	0	0	0	2	0	21	48	
	製造委託等	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749
	役務委託等	沖縄	37	10	47	0	18	3	0	4	0	0	0	0	0	0	25	72
平成28年度	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396	
	沖縄	20	7	27	0	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	35
	製造委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
	役務委託等	沖縄	17	3	20	0	12	2	0	3	0	0	0	0	0	0	17	37

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

下請代金の支払遅延事件において、親事業者2名から、下請事業者7名に対し、4万円の遅延利息が支払われた（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) (注)
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	沖縄	2名	7名	4万円
平成29年度	全国	138名	3,015名	1億9675万円
	沖縄	3名	50名	325万円
平成28年度	全国	144名	2,076名	6958万円
	沖縄	3名	10名	2万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成30年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

○ 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成30年度においては、沖縄公正取引室では、内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課と共同して、当該講習会を1会場で実施した。

2 下請法等に係る相談

○ 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成30年度においては、沖縄公正取引室では7件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。

平成30年度における沖縄公正取引室管内の下請取引等改善協力委員（定員）は3名である。

平成30年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

平成30年度における主な指導事件

下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① テレビ番組の制作を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 配送業務を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

平成 30 年度における沖縄地区の消費税転嫁対策の取組について

令和元年 6 月 20 日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

はじめに

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止のための取組と、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきたところである。

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）においても、転嫁拒否行為等に対して迅速かつ厳正に対処することを目的として、「消費税転嫁対策調査室」を設置し、沖縄公正取引室管内において消費税転嫁対策に係る取組を実施してきたところ、平成 30 年度における管内の取組状況は以下のとおりである。

第 1 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

1 措置件数

管内においては、平成 30 年度は、転嫁拒否行為に対して、5 件の指導を行っている。主な指導の概要は別紙のとおりである。

表 1 : 措置件数

[単位 : 件]

年 度		平成 30 年度		平成 29 年度		累計 (注 1)	
		全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
措 置	指 導	295 《16》	5 《0》	370 《16》	7 《1》	2,416 《156》	35 《3》
	勧 告	5 《3》	0 《0》	5 《1》	0 《0》	48 《11》	0 《0》
違反事実なし		107	0	149	1	1,406	20

(注 1) 平成 25 年 10 月から平成 31 年 3 月までの累計。また、全国の件数には、沖縄地区的件数を含む（以下同じ）。

(注 2) 《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導を行った事件の件数（措置件数）で内数である。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

電話 098-866-0049 (直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

2 措置件数の業種別内訳

平成30年度の措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）について措置の対象となった特定事業者^(注1)を業種別に分類すると、管内においては、小売業、技術サービス業、学校教育・教育支援業が各1件（各20.0%）となっている。

(注1) 特定事業者とは、①大規模小売事業者、②特定供給事業者（注2）から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者である。

(注2) 特定供給事業者とは、①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等である。

表2：措置件数の内訳（業種別）

〔単位：件（%）〕

業種	平成30年度		平成29年度		累計（注1）	
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
建設業	48（16.0）	0（0.0）	54（14.4）	0（0.0）	288（11.7）	2（5.7）
製造業	78（26.0）	0（0.0）	84（22.4）	1（14.3）	632（25.6）	3（8.6）
情報通信業	18（6.0）	0（0.0）	43（11.5）	0（0.0）	216（8.8）	4（11.4）
運輸業	13（4.3）	0（0.0）	12（3.2）	0（0.0）	144（5.8）	1（2.9）
卸売業	17（5.7）	0（0.0）	28（7.5）	0（0.0）	174（7.1）	3（8.6）
小売業	39（13.0）	1（20.0）	30（8.0）	1（14.3）	284（11.5）	5（14.3）
不動産業	19（6.3）	0（0.0）	23（6.1）	1（14.3）	111（4.5）	4（11.4）
技術サービス業	11（3.7）	1（20.0）	15（4.0）	0（0.0）	125（5.1）	2（5.7）
学校教育・教育支援業	6（2.0）	1（20.0）	10（2.7）	0（0.0）	56（2.3）	1（2.9）
その他	51（17.0）	2（40.0）	76（20.3）	4（57.1）	434（17.6）	10（28.6）
合計	300（100）	5（100）	375（100）	7（100）	2,464（100）	35（100）

(注1) 平成25年10月から平成31年3月までの累計。

(注2) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。「その他」は娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業、警備業等）等である。

(注3) ()内の数値は合計値に占める割合であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

3 措置件数の行為類型別内訳

平成 30 年度の措置件数について行為類型別に分類すると、管内においては、買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）が 5 件（100%）となっている。

表3：措置件数の内訳（行為類型別）

[単位：件（%）]

行為類型	平成 30 年度		平成 29 年度		累計（注1）	
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
減額	23（7.2）	0（0.0）	36（9.0）	4（40.0）	132（5.2）	7（17.1）
買いたたき	295（92.2）	5（100）	363（90.8）	6（60.0）	2,131（83.1）	32（78.0）
役務利用又は利益提供の要請	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	49（1.9）	1（2.4）
本体価格での交渉の拒否	2（0.6）	0（0.0）	1（0.3）	0（0.0）	251（9.8）	1（2.4）
合計	320（100）	5（100）	400（100）	10（100）	2,563（100）	41（100）

（注1） 平成 25 年 10 月から平成 31 年 3 月までの累計。

（注2） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、「合計」の件数は、表 1 及び表 2 に記載の件数とは必ずしも一致しない。

（注3）（）内の数値は合計値に閉める割合であり、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。

4 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成 30 年度は、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、管内において、特定事業者 4 名から、特定供給事業者 425 名に対し、総額 1311 万円の原状回復が行われた。

表4：特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

年 度	平成 30 年度		平成 29 年度		累計（注1）	
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
原状回復を行った特定事業者数	273 名	4 名	357 名	6 名	1,484 名	28 名
原状回復を受けた特定供給事業者数	45,072 名	425 名	21,698 名	93 名	161,060 名	1,813 名
原 状 回 復 額	8 億 1517 万円	1311 万円	8 億 1008 万円	522 万円	36 億 4081 万円	2690 万円

（注1） 平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの累計。

（注2） 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。

5 転嫁拒否行為等に関する相談件数

転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置しており、当該相談窓口において、平成 30 年度は 4 件の相談に対応した。

表 5 : 転嫁拒否行為等に関する相談件数

[単位 : 件]

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	累計
全国	493	392	444	548	1,420	3,179	6,476
沖縄地区	4	4	3	4	7	14	36

(注) 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出に関する相談並びに情報提供件数を含む。

6 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、管内においては、平成 30 年度は 83 名の事業者及び 3 の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

表 6 : 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数

[単位 : 件]

	事業者		事業者団体	
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
平成 30 年度	832	83	208	3
平成 29 年度	1,009	155	346	2
平成 28 年度	2,385	252	581	2
平成 27 年度	4,344	229	682	2
平成 26 年度	8,744	864	1,263	37
平成 25 年度	1,326	25	401	6
累計	18,640	1,608	3,481	52

7 移動相談会

事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、管内においては、平成 30 年度は移動相談会を 2 回実施した。

表 7 : 移動相談会の実施回数

[単位 : 回]

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	累計
全国	50	43	36	52	47	75	303
沖縄地区	2	2	1	1	1	5	12

第2 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

1 公正取引委員会・沖縄公正取引室主催説明会

消費税転嫁対策特別措置法等の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、公正取引委員会主催の説明会を実施しており、管内においては、平成30年度は1回実施した。

表8：公正取引委員会・沖縄公正取引室主催説明会の実施回数

[単位：回]

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	累計
全国	50	42	36	51	30	40	249
沖縄地区	1	1	1	1	1	6	11

2 講師派遣

管内で開催された、商工会議所、商工会及び事業者団体等が開催する説明会等に、平成30年度は沖縄公正取引室の職員を講師として派遣していないが、平成31年3月末までに14回派遣した。

表9：講師の派遣回数

[単位：回]

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	累計
全国	20	15	73	27	59	384	578
沖縄地区	0	2	0	1	3	8	14

第3 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）の届出を受け付けているところ、管内においては、平成30年度はいずれもなかった。また、届出書の記載方法等に関する相談を受け付けているところ、平成30年度は、管内において1件の相談に対応した。

なお、平成31年3月末までに、管内において、転嫁カルテル6件、表示カルテル4件の合計10件の届出を受理し、このほか、届出書の記載方法等に関する7件の相談に対応した。

主な指導事例
(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

○ 買いたたき（第3条第1号後段）

- ① 文化講座の運営を行う A 社は、文化講座等に係る講師業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
- ② ブライダル業を営む B 社は、結婚式の運営に係る業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
- ③ 持ち帰り飲食サービス業を営む C 社は、店舗又は駐車場の賃貸人（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月分以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの賃料を据え置いていた。
- ④ 飲食サービス業を営む D 社は、清掃業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。

平成30年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等

令和元年6月20日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいるところ、内閣府沖縄総合事務局は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条の規定において、公正取引委員会の事務総局の地方事務所の事務を分掌することとされている。

平成30年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等は、次のとおりである。

第1 景品表示法違反事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反事件については、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

平成30年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が1件であった（平成30年度の措置命令事件は、別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
表示事件	0	1	0	0	4	0	4	1
景品事件	0	0			2	0	2	0
合 計	0	1	0	0	6	0	6	1

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

2 表示事件

平成30年度に処理した表示事件は1件で、優良誤認（景品表示法第5条第1号）であった。

平成30年度において、「ヒバーチ」と称する食品に係る表示について、沖縄公正取引室及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁において措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
優良誤認 (第5条第1号)	0	1	0	0	3	0	3	1
有利誤認 (第5条第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0
おとり広告告示等 (第5条第3号)	0	0	0	0	1	0	1	0
合 計（延べ数）	0	1	0	0	4	0	4	1

（注） 関係法条が2つにわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

3 景品事件

平成30年度に処理した景品事件はなかった。

4 事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置（注）

平成30年度に行った勧告及び指導はなかった。

（注）平成26年12月に施行された景品表示法の改正法の規定により、事業者は、景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならぬこととされた。消費者庁は、①事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が講すべき措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講すべき旨の勧告をし、その勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

平成30年度に受け付けた相談件数は31件であった。具体的な相談内容としては、

①景品類の提供限度額に関する相談、②食品の表示に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

平成30年度は、那覇市（平成30年12月）において、県内事業者等を対象に、景品表示法の概要及び最近の違反事例の紹介などを内容とする説明会を開催すると

ともに、島尻郡南風原町（平成30年12月）及び那覇市（平成31年2月）において、事業者団体等が開催する研修会等に計2回講師を派遣し、一般消費者等を対象に、景品表示法の概要及び身近な違反事例の紹介などを内容とするセミナーを行った。



沖縄県婦人連合会におけるセミナーの様子



那覇市における説明会の様子

3 関係行政機関との連携

不適切な食品表示に関する監視強化等の観点から、那覇市において開催された「沖縄地区食品表示監視連絡会及び沖縄県食品表示監視協議会」（平成30年9月）に参加し、また、大分市において開催された「消費者行政ブロック会議（九州・沖縄ブロック）」（平成30年11月）及び福岡市において開催された「景品表示法ブロック会議（九州・沖縄ブロック）」（平成30年6月及び11月）に参加し、景品表示法違反事件調査等の問題や景品表示法関連業務への対応等について情報共有を図るなど、沖縄地区の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

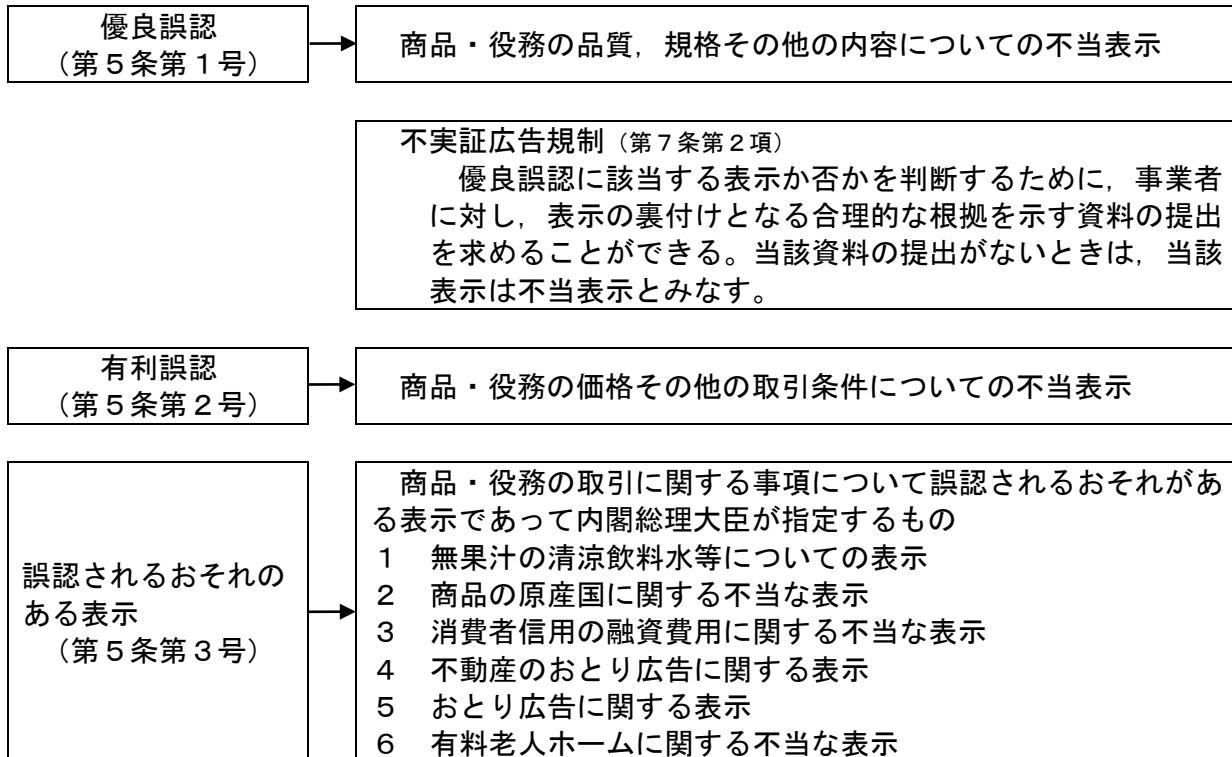
平成30年度の措置命令事件

○ 優良誤認（景品表示法第5条第1号）

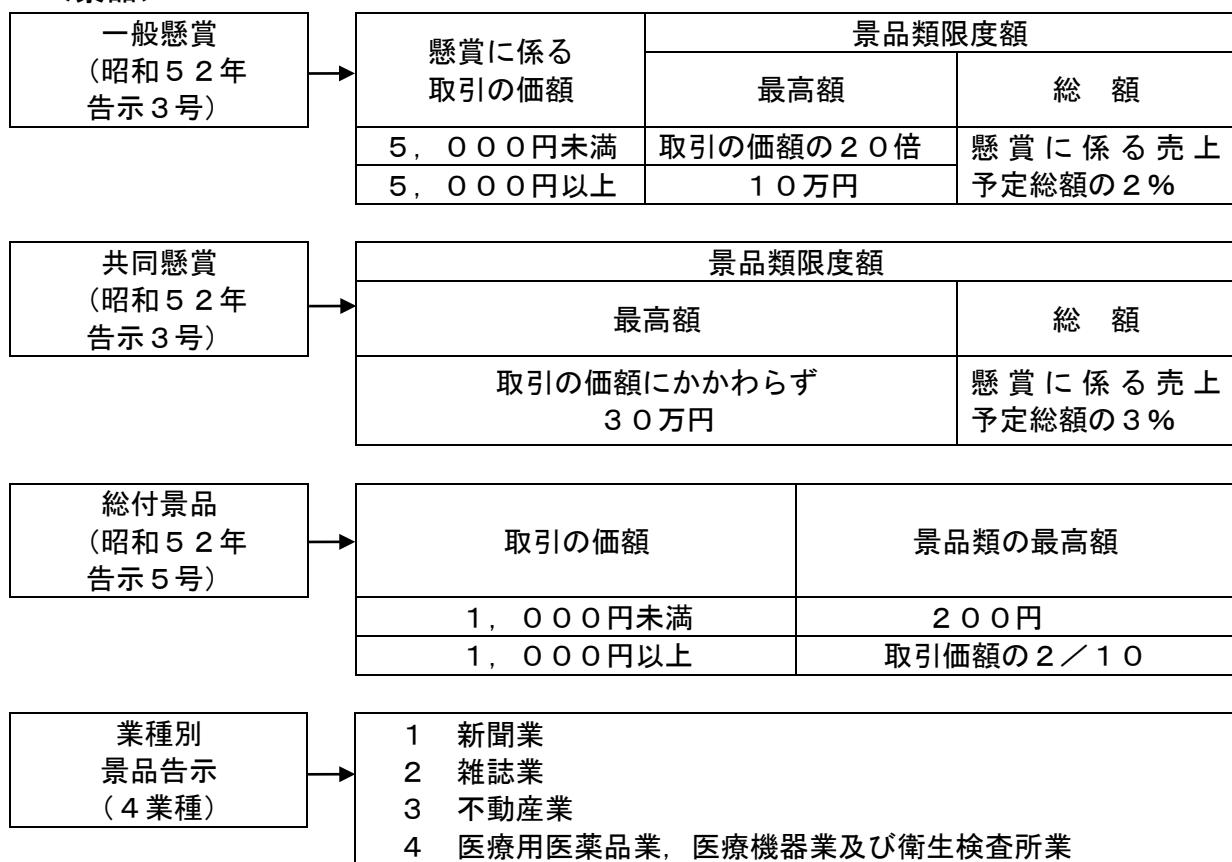
事件名	事件概要
農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合 (30.5.15)	<p>農事組合法人石垣島海のもの山のもの生産組合は、「ヒバーチ20g」等と称する商品4商品（以下「本件商品」という。）について、遅くとも平成25年11月15日から平成29年11月9日までの間、自らが運営するウェブサイトにおいて、「石垣島海のもの山のもの生産組合は、青果や商品を通じて石垣島の食材や食文化を全国へお届けしています。」、「甘い香りの島胡椒」、「八重山、世界でも希少種の甘い香りの島胡椒。（八重山を代表するスパイス）」、「マンゲー山の麓で獲れた素材。」、「『ヒバーチ』とは島のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。」と記載するなど、あたかも、本件商品の原材料は、石垣島産のものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には本件商品の原材料は、それぞれ、大部分が外国産のものであった。</p> <p>【表示例】</p> <p>山のもの マンゲー山の麓で獲れた素材。</p> <p>ヒバーチ</p> <p>「ヒバーチ」とは島のコショウという意味で、古くから石垣島で自生しています。南国らしくトロピカルで少し甘い香りがし、島の人々には料理の香辛料として愛用されています。</p> <p>(注) 本事件の詳細については、 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/may/180515.html</p>

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>



○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつてい

る場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

(指導及び助言)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。